

1. 件名：東海第二発電所設置変更許可申請（圧縮減容装置の導入）に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和3年7月14日 14時00分～15時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官※、片桐主任安全審査官※、宮本主任安全審査官※、
角谷安全審査官、土居安全審査専門職、長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 プラント管理グループ 担当

発電管理室 部長、他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」（令和3年4月28日 第6回原子力規制委員会配付資料3）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について
- （2）東海第二発電所 ヒアリング等における確認事項に対する回答整理表
（設置変更許可申請 圧縮減容装置）
- （3）東海第二発電所 圧縮減容装置の運用開始時期と新規制基準に適合するために必要な設備等の運用の関係について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	規制庁のカドヤです。それではただいまより、東海第2発電所圧縮減容装置の設置についてのヒアリングを開始いたします。まずは事業者から説明資料と、今日の説明内容について説明をお願いします。はい、日本原子力発電のアリモリでございます。
0:00:21	それでは、
0:00:23	まず資料の確認をさせていただきたいと思います。資料一番として、東海第2発電所の圧縮減容装置の設置についてという装置の概要と今回の設置許可変更の概要についての説明資料を準備してございます。
0:00:36	資料2として東海第2発電所のヒアリング等における確認事項に対する回答一覧表、これは前回のヒアリングで確認点となりました事項についてご説明をする予定とその内容についてまとめた資料でございます。こちら資料2番です。
0:00:54	最後資料三番として、東海第2発電所の圧縮減容装置の運用開始時期と、あと、新規性基準の適合性に関するその設備の運用との関係ですね、これをまとめた資料を準備してございます。これが資料三番でございます。
0:01:09	以上の三つの資料から説明をさせていただきます。
0:01:13	順番としてはまず資料三番のほうからですね、今回の減容装置の設置に関して、運用の開始時期と、あと現在許可をいただいている新規性基準に適合する設計方針との関係についてですね、御説明をした後に、
0:01:30	資料一番のほうで、それを前提として、圧縮減容装置の設置についてご説明をさせていただきたいと思います。
0:01:39	それでは早速資料三番のほうからご説明をさせていただきます。
0:01:46	資料三番の内容はですね。圧縮減容装置の運用開始時期を今、1ポツの経緯のところでまとめてございます。
0:01:56	現在今回6月25日の申請において圧縮減容装置の設置について設置許可を申請させていただいております。
0:02:04	この申請者において圧縮減容装置の運用開始時期について、今現在2022年度を予定しております。
0:02:12	この時期は当社の中では新規性基準に適合するために必要な設備等の使用前検査及び設置潮間事業者検査の終了前から運用開始するという予定にしております。
0:02:27	一方で、二つ三つ目の丸ですけれども、この装置の設置についてはし設置許可基準規則等に適用するための設計方針としてですね、新規性基準ですでに適合する設計方針となっている内容に一部期待する機能がございまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:44	それを前提として圧縮減容装置の設置をしているということもありますので、
0:02:51	この観点で四つ目の丸にあります通り圧縮減容装置の運用開始時期と、あと新規制基準のこの適用性に期待する部分の関係性をですね、一度整理をして今回御説明をさせていただきたいと考えています。
0:03:07	その内容をまとめたのが2ぽつの検討結果と3ポツの今後の対応でございます。
0:03:13	2ポツの検討結果のところでは圧縮減容装置の設置に関しては
0:03:19	今回御説明する内容が設置許可基準規則への適合性の説明を考えたときに、現在許可をいただいている新規制基準での設計方針に期待するかどうかという観点と、その場合、運用上どうなのかというところを検討してございます。
0:03:37	結論としては二つ目の丸の二つの丸ともう期待しないという運用は困難であると判断してですね、また、その場合に、圧縮減容装置の設置を新規性基準に適用した設備が設置され、
0:03:54	その機能によって対応が可能である時期名前から運用開始するという運用方法は難しいということを当社の中で判断いたしました。
0:04:06	これをもって、3ポツの今後の対応のところですね、今後のこの圧縮減容装置の設置にあたっては、現在、許可をいただいている新規制基準に適合するための必要な設備等にも対応によるの期待するというを前提とした上でですね、圧縮減容装置の運用、
0:04:24	適合性を確認していただきたいと思いますのでございます。
0:04:28	予定圧縮減容装置の運用開始時期は今、当社の中では支援を前検査、新規性基準に適合するための設備が使用前検査及び商売事業者検査の終了後から開始するというを考えてございます。
0:04:45	これを
0:04:47	いろいろ保安規定をまた議論させていただくことに予定してはありますが、その中で、適用時期を明確にすることで説明を進めていきたいと考えてございます。
0:05:01	資料の3の説明については以上でございます。
0:05:08	規制庁の川です。はい、ありがとうございます。まずちょっとこの資料3についてで検討結果については理解をしました新規制基準の適合した設備とか、まあが設置されて運用も実際に運用開始されていて、
0:05:26	そのあとでこの設備は、溢谷装置については使用開始しますということで理解をしました。サンプポンプの今後の対応のところなんですけれども、今現状そ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	のまあ、原子炉施設保安規定において開始するのは貯めるっていうふうにされているんですけど。
0:05:45	これ今回の変更を申請を処分するに当たって今この圧縮減容装置の運用の開始時期っていうのが新規性基準の適合を運用開始後っていうところはかなり審査の前提になるかなと。
0:06:01	思っています、例えば新規性基準の時のことを振り返ると、例えばSAのその技術的能力の審査をする上では、例えば当東海第2の場合は敷地を一部その東海発電所と共有をしていて、
0:06:19	その東海発電所っていうのは、廃止措置中であって、さらに取り出されたすべての燃料も敷地外にありますっていうことを前提にして親戚のときに技術的能力SAの技術的能力を審査したところでそれは診察上も、
0:06:36	そういう前提ですということを明記をし、かつ申請書の本文10号のほうにも、そういう前提ですということが明記されているので、少しこのAと今後の対応のところ今後少し検討いただく必要があるかなと思っています、
0:06:52	ここは今回の処分の前提になると我々と思っていますので、ここは少し検討していただければと思います。
0:07:03	はい、日本原子力発電のアリモリです。検討の件承知いたしました。今回この本規程と書いてございますけども、今回の設置許可の設置変更許可申請で処分される時の前提としてですね、現在の設置許可が、
0:07:20	新規基準に適合した設計方針になっていることが前提と考えてますので、圧縮装置が許可されたときにはそれも含めて、新規性基準に適合された影響とかもすべて確認された上で許可されると考えてますので、
0:07:35	圧縮装置だけで、他の設置許可の内容の設計方針の設備が整っていない状態で圧縮装置を運用開始するということとはできないと許可をいただいた時点でできないと考えていますので、
0:07:51	そこでもう設置許可としては前提が新規基準号というのはわかるのかなと考えております。その上で運用さらに裾野装置を運用開始するということについては、この終了後というのは明確にする必要があると。
0:08:08	思っていますので、今、保安規定としてございますけども、ちょっと設置許可の件で、その前提を今どのように、新規基準に許可された時点でそのような形になるかにかかわらず、何か書くべきかというところはちょっと検討させていただきたいと思います。
0:08:32	はい。
0:08:33	規制庁の永井です。今サンプポンプの二つ目のマルに書かれてる。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:40	申請基準適合する必要がある各原子炉施設に係る使用前検査及び使用前事業者検査終了日以降って書かれてるんですけど、新しい制度だと主要核種修文検査確認行為が
0:08:55	はいると思うんですけど、そのものによって
0:08:59	なんて言うんですかね。
0:09:01	ちょっと最近わからないんですけど、新しいその確認行為っていうのがね、
0:09:08	ここにこう登場するわけで、ちょっとその話が明確にした上で
0:09:14	いつからっていうのが決まるんじゃないかと思うんで、ちょっとそのところも確認して、
0:09:20	記載するなり何なりしていただけますか。
0:09:24	はい、日本原子力発電のアリモリです。承知いたしましたの3ポツ目の二つ目の丸についてはですね、これまだ当社の東海第2発電所についてはまだ新規制基準の適用性の本規定は認可されていないという状況でございます。これから審査をし、
0:09:41	5日の場面でさせていただくという予定にしております。そこで認可を受けるときにはですね、
0:09:49	その趣旨使用開始のその運転上の制限など適用される時期については、今このような不足で定めていますけども、この適用された以降から圧縮装置についても使用を開始できるように、こういうことを何らかの形で不足に書きたいと思っています。
0:10:08	仰ってる確認の機能の件ほかに、こういう不足のところでもう少し書き足すことが圧縮装置としてないかということはちょっと検討させていただきたいと思ます。
0:10:21	規制庁のカドヤです。その許可本文のところはどう位置づけるかっていうところなんですけど、これ、普通はその一つの強化を変更許可なりを受けてそれが実際に運用開始されてそれからまた次の別な変更がっていう形で、
0:10:38	一つ一つが多分普通はそのか完了した後に積み重ね行っていくプロセスだと思っていて、今回の場合は、それがちょっとイレギュラーに最初のその変更許可が過去に受けたものがすべて完了しないうちに次の変更許可っていう形でこれを積み重ねていくので、少し
0:10:56	じゃあこの設備の位置付けの前後関係っていうところはもう少しこの申請書上明確にしておく必要があるかなというふうに感じていまして、保安規定でその運用面で明確化するっていうのはもう理解するんですけど、少しその今回のこの処分に当たっての処分するものは今回申請書になるので、
0:11:15	そこでの明確化っていうのの検討はしていただきたいと思ます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:20	はい。現在のアリモリでございます。承知いたしました。
0:11:25	旧町の方です。この件についてはウェブ参加の方含めご意見等ありましたらお願いします。
0:11:40	はい。特によろしいですかね。はい、それでは説明の続きをお願いします。
0:11:48	はい、日本原子力発電のアリモリでございます。
0:11:51	続いては資料一番、
0:11:53	あの東海第2発電所の圧縮減容装置の設置についてと今回の御説明の申請の概要、または設置目的についてまとめた資料でございます。この内容について津前回からの変更点を中心にですね、全体の構成をまず御説明してないような御説明をさせていただきたいと思います。
0:12:14	2ページ目に今回の御説明内容についてという点をまとめてございます。
0:12:19	一番下の表の中に説明項目がございます。全部で五つ予定してございます。
0:12:27	一つ目が圧縮減容装置の設置目的二つ目が概要です。三番目に、申請書の主な変更内容4番目に設計方針をまとめてございます。最後5番目に、今後の対応について説明の対応についてご説明した資料を準備してございます。
0:12:45	それでは3ページ目の圧縮減容装置の設置目的のない様からですね、3ページの右下のグラフ等を少し前回の御説明した内容からさらに整理をしているところがございますので、
0:13:00	3ページ以降従事変わったところを中心にですね、御説明をさせていただきたいと思います。それでは当社の本店のほうから説明をお願いします。
0:13:11	はい、日本原子力発電とにかく環境本部の武田と申します。それでは資料の3ページのほうからご説明させていただきます。の設置目的につきましてはお答え廃棄物貯蔵庫に保管している方だけはっきりと原因を特定すること。
0:13:28	いうことを記載しています。左スターの設置場所等は前回の名簿となります。右側に下が右側にノードラムヤードも保管料通水のグラフを載せてございまして、いろいろ追加した用途としまして時予測の前提となる等原料を
0:13:48	くみ上げの棒グラフで追加いたしました。ミニローリーと青が増加する要因バックアップとピンク部分が低下する要因ということで記載してございます。前回コメントでも多くのグラフの変曲テーマ変動要因について説明する。
0:14:08	病院というコメントをいただいておりますので、このグラフを用いてご説明させていただきますと、員10年度から22年度に対しては安全対策工事に伴う廃棄物が発生いたします。また、2022年度につきましては伝達装置。
0:14:26	ですね6ヶ所に搬出する廃棄物のフィルタ装置の更新を予定しております、こちらの要員から廃棄物の提言する場合の要員が点訳するというので結果

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	として廃棄物は増加いたします。2013 年度以降は今回の申請となって導入するスクリーン
0:14:46	こちらの稼働によりましてほか廃棄物量は横ばいから整理するというようなグラフとなっております。こういうの要員をオオウラ区の下側グラフの水位アンブール一定条件背景等を優遇テキストフレーム①から③で
0:15:03	会議でおります。また、米 4 という注釈をちょっと追加されまして、現時点での保管量の推移でありまして、今後変更の可能性がございます。
0:15:12	以上でございます、4 ページには机を途中の概要を記載しております。今器物系金属なんかをドラム缶に詰めていって欲しいんや看護を収納してもらえんという概要を記載していきたいと今、
0:15:31	めくっていただきまして 5 ページの手首しようとしては、手続きのイメージ図とともに現在の設計状況におけるアスコットの仕様を表形式で載せております。正。
0:15:47	それから 6 ページにつきましては新制度の変更箇所を前後表で記載しております。固体廃棄物の廃棄施設については測量とちょっと比較しております。その他本文 6 工事計画検討時間で緊張たばこ店舗ハッチングプリペイド定義の変更内容を表形式で御説明です。
0:16:06	今、
0:16:07	めくっていただきまして、スライドの 7 ページにつきましては正常に記載される処理フローの変更点を
0:16:16	聞こえております。
0:16:21	赤枠で今回追加する東京都いくつか明記しております。8 ドイの海から 8 スライド目以降がキャパ基準規則のこういった設計方針をつけてまとめるというふうなことを作成いたしました。
0:16:36	まず大胆で第 4 条については C クラスに分類した設計を行いますよということのスライド 9 頁第 5 条につきましては安全重要度クラス 3 であることから防護点が移動しないということで、代替設備により必要な機能を確保する等の対応。
0:16:54	代替設備に必要な機能を確保するという対応を目 1 として飛ばしております、今回 Rayleigh 設備があることで、上と下センターということにさせていただきましたので、コミュニティとして津波防護方法。
0:17:11	浸水防止策により、基準津波が到達流入綱引き継ぎ手使えるしないと。
0:17:18	いうことをここで書かせていただきました。第 8 項はスクリーニングことに対する答え防止対策、第 5 条につきましては第 10 条につきましてはご多忙費の設計以降代理量としては安全施設として PL スタッフを

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:35	27条の規定を固体廃棄物の処理過程において、づらいですしづらい設計の不履行感をして放射性業務従事者を被ばくから防護することということを11回目までまとめさせていただきました。
0:17:52	12スライド目として今後の対応を二つほど書いております。今後の対応として今回やスクリーンを当初の設置に伴いの基準対象施設として設置許可基準規則に適合する設計方針等について、原子炉施設、原子炉設置変更許可について行わせていました。
0:18:09	今後設置許可基準規則の角度及び関連する審査基準の詳細な適合の説明を行わせていただきたいと思いますと考えております。先生概要も資料の御説明は以上です。
0:18:25	はい規制庁カドヤです。はい、説明ありがとうございました。
0:18:29	少しこの市まずはこの資料で確認をさせていただきたいところをちょっと私から申し上げていくので
0:18:40	関係するところで確認事項確認していくことがあれば慶弔側適宜割り込んでいただければと思います。
0:18:49	それで1ページ2ページそれで3ページのところになるんですけど、まず右側でグラフ固体廃棄物貯蔵庫の保管量推移ということで、グラフ加えていただいてなぜ増減してるのかっていうところも説明を加えて、
0:19:07	いただいたかなと思っているんですけど、一応その緑色の安全対策工事の発生量っていうところが22年度である程度決着がついてその後、今度は維持管理等工事の発生量、
0:19:23	いうところが増えていっているんですけど、これは何か、どういう形で増えていっているのでしょうか。
0:19:35	原発伝播ミスのおオウラと申します。
0:19:38	青のところって言うのは絶対工事が今したらこんな発表処分ですね、時管理、設計基準設備の維持管理ということで、設備の保管リスト化改良ですとかそういったところをやっていくことを計画しておりますので、
0:19:53	オオイワがだんだん増えていくというこういうことを予測っていうか計画しております。
0:20:01	基準の中でですね、今度運用段階に移っていく中での維持管理等でまた工事が発生して増えていくということで理解をしました。
0:20:12	それから左側の図、これちょっとマスキング箇所なのでちょっと注意をして確認をしたいと思いますが、この圧縮減容装置気がする。続きます設置される固体廃棄物作業建屋っていうことで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:30	この設置されるこのエリアのところで仕訳とか切断作業を、が行われている場所をということなんですけれども、それでちょっと前回も少し確認したんですけれども、例えば4ページのほうの員数でいくとですね
0:20:47	今圧縮減容装置が設置されるエリアのところで行われている。その仕分け切断作業って、
0:20:57	いうのはここ、この図で言うのであればですかこの左側のそのM器物保温剤とかそういう難燃物とか、そういったものを仕訳仕分けっていうのがありますからいずれにせよこのドラム缶の中に入れていくっていうことだと思うんですけど。
0:21:17	少し個々の作業場で行われている作業っていうのをすみませんもう一度なっちゃうかもしれないですけど具体的にちょっと説明してください。
0:21:27	日本原電のタケダれず、手話系で行われてないにつきましてはフライトの7ページのベイズ返してる処理フローに従って固体廃棄物を処理されていますが、例えばざくつと対応として追加高周波による療養行う廃棄物ですけれども、これに
0:21:48	こういう処理をする廃棄物とは直接重点といたしましてそのままドラム缶含めてMonotaRO充填する廃棄物、あと今回導入する圧縮対象となる廃棄物処理方法別に分類していくという作業を仕分けと呼んでおりまして、これらの対応このエリアで行っているということになります。
0:22:10	基準の中でですね。だからどうという処理をするかっていう仕分けを行っているってことだから、これ総費用処理処理の仕分けを規制庁の方ですいません液処理の仕分けは行うんですけど、この今の
0:22:27	雑固体、廃棄物焼却設備とか雑固体減容処理設備っていうのは、このエリアにあるわけじゃなくてあくまでもここでは、その仕分け作業だけをしているというふうに理解すればいいですか。
0:22:44	その通りF起こりもと。
0:22:53	それからですね少し時側等部分ですけども、これちょっと記載ブリードですけども、6ページのところで、今下上と下に四角で本文6とか添付書類3とか店舗値であるんですけど、上の四角の
0:23:13	いうところは、多分これはあるか本文5号の記載を書かれているのかなと思っていてちょっとこれがどの部分の記載のかが明示されていないんですけども、これはあれですから、本文5号って理解でよろしいですか。
0:23:30	原電だけられる失礼しました今後デフレとるアメリカはいたします。はい規制庁加藤です了解しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:38	それから7ページの先ほどちょっとフローで説明があつてすいませんこれもちょっと前回確認があつたんだと思うんですけど日英等が不燃性の雑固体が流れてきてそれで減容装置って、
0:23:55	いうのと、あとはその先に出す抗体減容処理設備等圧縮減容装置っていうのがあって、今回この圧縮減容装置を
0:24:06	加えるわけですけどこのすいませんこの最初の減容装置っていうのはどんな議員を装置になるんでしょうか。
0:24:17	原電の往来するフローの一番最初に書いてある原因の装置につきましては、本会議でちょっと違って自分のお考えたら、3方向からということで、あしぎんが早期になりますけれども、これをドラム缶をら中身だけを1方向から潰せるな形になっております。
0:24:36	ここ減
0:24:37	のほうはWatts物圧力のほうもですね、今回の問題だけで終わるものだけっておりますので、本当にも収納率上げるためだけに位置するような簡単な減容装置ということになっております。以上です。
0:24:53	規制庁の方で差配を望む。これは、その流れとしてはその今の一軸の減容装置で現有したものをさらに今回は3軸だと思うんですけど3軸のこの圧縮減容装置で、
0:25:07	さらに潰すっていうことは何かフローとしては実際あり得るんでしょうか。
0:25:23	現場ではおそらく
0:25:26	としてやらないで、
0:25:32	それぞれ
0:25:38	直接外になると思いますが、すみません、規制庁の中ですいませんちょっと音声途切れてしまったのですみませんもう一度ご回答お願いします。
0:25:48	現年能力がございませう。今回の質疑は、私はキリン相当厳しい処理するものについては連絡圧縮前段を減容そっちのほうで潰せるところ、突然をとあるんですけども。
0:26:19	ちょっと今規制庁カドヤですとちょっと音声は見られているので少々お待ちいただけますかを
0:27:16	規制庁の壁ですけども、もう一度ちょっとあの回答いただきたいんですけどその一軸で減容したものを今回の3軸の圧縮減容装置で減容することがないのであれば、少しこのフローの
0:27:33	書き方は正確ではないのかなと思うんですけどいかがでしょうか。
0:27:41	はい。
0:27:43	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:55	はい。
0:27:57	はい。
0:27:59	本。
0:28:08	規制庁の中でですね、県で本店さんの音声が届き届きで聞こえないですね、ここ。
0:28:21	ちょっと今こちらの画面でネットワークエラーが出ているので少々お待ちいただけますか。
0:28:28	ミヤモト注2校矢印がいっぱいついてるんですけども、直接場所に行く場合とですね。
0:28:36	前回、
0:28:38	ただ、
0:28:40	そこに
0:28:42	また戻って、
0:28:44	はい。
0:28:47	その時の
0:28:49	あと、
0:29:06	日本原電判定さん聞こえますでしょうか。
0:29:14	聞こえてないですか。
0:29:24	規制庁の岡田です。日本原電本店さん聞こえていますから、
0:29:29	。
0:29:36	凍土壁上の課題ですねとミヤモトさんは聞こえていますか。
0:29:53	会議室聞こえていますかミヤモトです。慶弔からですね今聞こえました。日本限度本店さんの9出ますか。
0:30:05	それと日本は今、どのしにくいけど、この場でおりませんか。2限度本店3名声をシステムから聞こえてきてます。
0:30:20	だけすみませんもう一度もう回答をお願いしますか。
0:30:41	規制庁のカドヤです。日本原電反転さん聞こえますでしょうか。
0:30:51	原電本店です今聞こえました。はい。すいません。ちょっと御回答が、こちらで途切れ途切れて聞こえなくてですねもう一度御回答お願いします。
0:31:05	あれは原電の大中といたします。
0:31:11	ニチガスとTASAKIつちゅうのフローなんですけども、前段5Dの装置のほうは設置許可の本文におきましては国宅宅答え判決は必要に応じ圧縮減容Cというふうに記載がありまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:27	これをですね、黒子で表しております。具体的には根底みたいなやわらかい記述は前段のうちの圧縮装置で御潰せるですけれども、薄板金属みたいなやつなってきましたと、ちょっと難しい。明日難しくなってきましたので、
0:31:44	これらのフローのバイパスラインとほぼ同等っていう圧縮しないで、現在の阿蘇装置はバイパスをして、次のステップに行くということになります。
0:31:55	この後ですねいろいろ矢印があるんですけども、直接あしぎん装置に行くというようにもう一度お答え波及貯蔵庫に県政で戻りまして、そのあと明日期限はそっちで潰すときにまた点線を多分戻ってきて、
0:32:11	今回は、試験装置圧縮をするということになりますので、
0:32:17	そういった運用現場のところのフローがですね、今のところは一致してるというふうに我々は考えております。以上です。
0:32:26	規制庁中だと思いますし例えば前回そうですね必要に応じていうところがあってこれはだからあれですね、すでに結局段階からこの必要に応じのところはこの形で表現をされて、
0:32:42	いるということですねあ、すいませんちょっと前回の説明を必要に応じの言葉で思い出しましたすいませんお手数おかけしました。
0:32:51	規制庁のアマノですけど、ちょっと関連してよろしいですか。
0:32:55	はい、お願いします。
0:32:58	今のところは、今日の資料 2-15 番の
0:33:04	コメントに関連すると思うんですけど前回本文 5 号のところ、
0:33:11	必要に応じてかその辺の運用は決まってまとめ資料で整理して説明してくださいということで、
0:33:19	さっきありましたけど前回の資料をお持ちであれば、
0:33:23	前回の資料の 21 ページに三つのパターンが書いてありました。さっきゴム、ゴム手は減容装置にかけて、
0:33:37	どういう推移タワー圧縮減容装置でみたいな話がありましたけれども、
0:33:44	前回の 21 ページの資料を見ると、
0:33:47	難燃物括弧ゴム重視等々を
0:33:52	臼もの金属等も両方圧縮減容装置にかけるというような絵になって、ちょっと今の説明等を
0:34:03	先日のパワーポイント 21 ページがちょっと
0:34:08	ちょっと整合しないというのとか、或いは本日の資料 1 のパワーポイント 7 ページは、これはあくまで申請書のフローですので、
0:34:21	実態がどう運用するか。
0:34:25	ていうのをまずお聞きした上で、申請書上

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:30	手前の食塩原油減容装置にかけた上で、
0:34:35	圧縮減容装置にかけるというパースを申請書上残すのであれば、
0:34:42	その運用も含めて、
0:34:45	説明いただく必要があるのですが、ちょっと実態上どう運用するのかっていう、15番のコメント回答の整理とあわせて申請書条項をどう位置付けのかっていう説明全体を整理して説明していて、
0:35:02	いただく必要があると思いますがいかがでしょうか。
0:35:08	オオウラです。
0:35:10	了解いたしましたその辺資料としてですね、説明をさせていただこうと思います。
0:35:16	よろしくお願いします。
0:35:19	はい。規制庁の浜田です。よろしくお願いします。以上です。
0:35:25	規制庁壁ですありがとうございます。そうですねここ年会の宿題にもなっていたところなんで整理をして後程確認をさせていただきたいというふうに思います。
0:35:37	続いてですねちょっと飛んで9ページのところになるんですけども8条の火災による損傷の防止のところ、
0:35:49	右側の設計方針の一つ目のダイヤのところ、圧縮減容装置は火災により発電用原子炉施設の安全を損なわないよう火災防護措置を講じる設計とするとあるんですけど、この火災防護措置っていう言葉の
0:36:06	が何を意味しているのかというのをちょっと説明いただけますかちょっと企業からのまとめ資料とかでもうちょっと探したんですけどこのこの言葉がちょっと見つからなくてですねこの内容についてちょっと説明をお願いします。
0:36:22	訓練のタケダれず、実態としてこのスクリーンを通っています。
0:36:30	デコボコ設計としては、
0:36:36	学年で代理を用いることを定着を起こすものと考えております。以上です。
0:36:46	含め不燃物をして使用する設計とするという意味合いがこの火災防護措置を講じる設計とするということでしょうか。
0:36:58	時IFの通りでございます。
0:37:01	。
0:37:03	それで規制庁からですね。
0:37:07	それでちょっとここ、それだけの所意味するところがわからないので、ここは少し何か補足の説明が必要かなと思う。もっと
0:37:20	二つ目の項の第マークのところ、言うその火災の発生防止と感知標高影響軽減の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:31	それぞれを確認している形で書いてあるんですけど、これはどのような意味なんかその火災防護に係る審査基準とかに基づく炎火災防護対策を講じるっていう
0:37:47	ふうに評価確認日っていうのは、その確認結果みたいなものは示されていないっていうこれから確認しますという記載がそういうつもりで書かれてるんでしょうか。
0:38:02	原電だけです。高等配給と作業建屋という来すでにある既存の設備の中に設置するという前提の上で、
0:38:15	すでに
0:38:18	消火設備であるとか、まあ区域の設定というものがきちり設置許可で確認されているということにこの放置を置くことになりますとそういう文面で数です。
0:38:33	えっ。
0:38:37	原電のアリモリですけども、
0:38:40	ちょっと今の質問のところ、本店側から説明というか確認をして、もう少しいただきたいのは、この火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響低減のそれぞれを確認しという、
0:38:55	その行為がこの要求事項の対応なのかその確認していますというのはこれから説明するのかどっちなのかということなんですけども、そこを説明できますか。
0:39:16	。
0:39:17	二つあると整理して適切な運送ちょっと改めて整理したいと思います。増えませんが。
0:39:25	なので、現在のアリモリですけども、ここで説明をしたかったのは、先ほど、
0:39:32	カドヤ様からもありましたけども、火災防護の対象の水素の指針とか基準に従って確認をした結果、火災にステップ火災区域に設定したこの固体廃棄物建屋に設置してすぐ設置することで
0:39:48	対策を講じるということで、この間、それ以外に、
0:39:53	このための対策を講じるっていうことではないということですよ。
0:40:00	はい。
0:40:01	はい。
0:40:02	新たに何かこの建屋に対して火災対策を講じるということではありません。
0:40:12	規制庁の岡田です。ちょっと確認がうまく答え廃棄物作業建屋っていうのが火災区域には設定されてると思うんですけど、その企業からの段階でその火災防護対象機器をが設置されている場所を

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:29	なのであれば、多分許可の段階で、この火災区域自体に対策を講じられていると思うんですけど。
0:40:37	このここで言っているこの火災区域っていう中にはほかに火災防護対象機器が設置さ、すでに設置されているんですか。
0:40:53	開けていろいろと基本的に、
0:40:56	我々と協議先ほどご説明したように中和系統を行うエリアでありますので、何か火災から防護設備が設置されているわけではありません。
0:41:10	規制庁稼働へと設置されていないのであればあれですか、今回この圧縮減容装置の公表を火災防護対象機器として、
0:41:21	設置をするっていう整理をするのであれば、
0:41:25	その区域自体への対策っていうのは今回見なければいけないことになると思うんですけどそういう整理ですか。
0:41:42	現場オオウラ別盤今回の足だと。
0:41:48	原電の浦邊です。今回の圧縮するきいそのままあたりの御説明ではないという整理をしておりますし、今回は割愛万全は縮減設置することによって評価をいただいていることは記載の建屋の中も火災、
0:42:06	幕開け対応設備みたいなものが新たにその土か別の回答でして、そういったこと通知はないということを確認しておりますので、御説明したいというふうに考えております。
0:42:19	そうすると話が戻りますが、規制庁の方ですね話が戻りますけれども今回設置するこの圧縮減容装置っていうのは、来整合対象機器いいではなくってっていうことで何が火災区域に対して
0:42:34	火災防護に係る審査基準に基づいた異なる種類の官庁式と感知方式の感知器とか、そういったものは何か新たに設置するということではないと理解すればいいですか。
0:42:49	原電の小倉です。それとその通りでございましてそういった対応で問題ないことを僕はいただきたいということを考えています。以上です。
0:42:59	これ規制庁壁でこれ全体的に来許可での整理もちゃんと
0:43:05	整理して説明してくださいっていうことで中身については多分、後程というかて一審査の中で確認していくんですけど、ちょっとこの設計方針のところがちよつと読んでもどう導体 8 袋かがちよつとわかかわからないので、この
0:43:24	書きぶりはですね何か
0:43:28	ちよつとここ、この今の形だと 7 には、この 8 条への適合方針になっているのかがちよつと全然わかんないので。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:38	ここの記載はちょっと検討いただいたほうがいいと思いますけれども、他に規制庁側から何かありますか、8 条関係ミヤモトですけどいすか。
0:43:50	はい、お願いします。今カドヤさん言われた通りなので整理してもらわなきゃいけないんだけど、そもそもこのを設計方針のところの考え方をね、もっと審査基準をよく確認していただきたいというのがまず一つ目は先ほど言ったように、一つ目の矢羽で圧縮減容装置が火災により発電事案ですこれ浅い
0:44:11	防護対策を講じる設計とするっていうこと自体がちょっとまずよくわからなくて、要は火災の発生防止という中の防護対策として、圧縮減容装置は、要は燃えないものにしますっていうんであればもう火災防護対策だし、
0:44:29	要は八丈で言っているのはあくまでも重要系と火災防護対象機器が設置されていく。
0:44:39	区域、
0:44:40	価格に対して、要は発生防止、感知消火、影響軽減をやりなさいってのがまず考え方であるので、それを踏まえて、ここを記載していただかないと、これ今から風が言ってるように、何を説明しようとしてるのがまずわからないっていうのが、
0:44:58	その通りだと思うんですだから、よく確認してください。まずあとそれと、ここに書いてある放射性物質の貯蔵機能に相当する機能を有するためにも、そもそもその相当するっていうことを使ってるのがよくわからないんだけど、事業者として、
0:45:17	何を
0:45:19	持ってる機能だと思ってこれを書いているの相当するということが必要なのかもよくわからないんですけどそれはいかがですか。
0:45:26	はい。
0:45:27	はい。
0:45:28	はい。
0:45:31	ここでのタケダです放射性物質の貯蔵機能に相当するという意味合いは安全重要度分類指針でいうとPFフリーの到達貯蔵施設放射性廃棄物の貯蔵に分類されると。
0:45:46	いう意味合いで書いた言葉であります、ちょっと相当するというのは本当に適切なのかと考えて検討させていただきたいと思います。
0:45:56	よろしく申し上げます以上です。
0:46:00	はい、ありがとうございます。
0:46:02	規制庁の方ですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:05	ちょっと次に行きますけれども、10 ページのですね、安全施設のところ今ちょっと出た話に関連するんですけど。
0:46:17	今PSⅢに分類してそれが例えば安全機能の性質に応じてってということなんですけど、今回東京海上新たに設置するものってというのは圧縮減容装置。
0:46:32	だけになると思うんですけど、これ、今回の資料にはちょっと図がないんであれなんですけど、前回の資料でいくと、
0:46:43	えーとですね、前回の資料をお持ちであれば、
0:46:52	22 ページのところにある図で縮減の数値があってそれがこの手話けえ切断作業場に置いてあってそこにそこから吸気する形で、建屋フィルターと排風機っていうものがあるって、
0:47:07	この今ご覧PSリーダーっていうものを考えたときに、そのPSPの設備を圧縮減容装置っていうそのPSリードでのその設備を構成する一部の設備だと思うんですけど、このPFI理由って言うその機能を果たす
0:47:26	って言ったときにはこの一連の建家フィルターとか排風機とか、そういったものを含めた形でPSPの設備っていう整理になるのかいや中単体で
0:47:41	圧縮減容装置だけでそのPSⅢっていう形になるのか、例えば申請書上は用い沼たしかにPSⅢのカテゴリのところに設備を加わるだけっていうことなのかもしないんですけど。
0:47:57	少し何かその辺りの、何をもちってこのPSⅢ低下カテゴリに入れようとしているのかで計で言ってるのか、担当の機器で言ってるのかっていうあたりが、
0:48:08	何か少しどこまで前回もちょっと言いましたけども、その整理は必要かなと思います。いかがですか。
0:48:17	。
0:48:18	はい。
0:48:19	原電のタケダREF等沼津などPS言わなかった今回新設するPDSの寄与は何かと言う場からスクリーン応答値の単体ということになります。
0:48:33	今回期待している部分、手話技術段差量上から吸気する換気系については、これはもともとこの固体廃棄物車両建屋内を浄化するために、
0:48:47	要望させ、
0:48:49	管理施設として設置されている機能とありますので、ほとんどの北のほうに何ら変更はありませんので、何か。
0:49:01	そこに合理性があるというようなこともないと考えてます。
0:49:07	形状の下ですが、建家ビルだろうが排風機は既設のものでっていうのは理解をしていて、ですからマーク繰り返し申し上げている通り、そのPSフリーで今回追加されるのはおっしゃる通りその圧縮減容装置のみということだと思うん

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ですけど、これさっきの 8 条のところでも整理しますとおっしゃってましたけどその
0:49:26	放射性物質の貯蔵機能に相当する機能を有するっていうところの意味するところが 1 点、どこの設備どの或いは系統でもって高校の相当する機能というものを果たそうとしているのか。
0:49:42	っていうところはいや、おっしゃる通り、繰り返し来る追加されるのは確かに単体の整備かもしれないんですけど、そうそこでちょっと考え方を整理していただいたほうが良いなと思います。そうしないと Paフリーに期待されている機能が何でっていうので、
0:49:58	結局それを大体代替措置等でとかっていうところの議論もありましたけど、そういったところにも絡んでくるので。その整理は一度しっかりしておいたほうが良いので。ちょっと検討していただければと思います。
0:50:21	よくとしまして整理いたしましてですね。
0:50:25	はい。それからですね付議のビュー1 ページ規制庁の加藤です。11 ページのところにはあるんですけども 27 条の放射性廃棄物の処理施設のところでですね。
0:50:43	これもちょっと話とも絡むんですけど、この散逸しがたい設計っていうところは当然今建家フィルターとか排風機っていうものもあってこそだと思っていてですね。
0:51:00	そういう意味でもちょっとPSPの観点という整理もを含めているんですけど。
0:51:06	ここで確認したいのはですね、今回の資料でいくと、例えば 5 ページのところに圧縮減容装置のイメージっていうのが書かれていて、これは 3 軸方向で
0:51:22	ドラム缶を執行していくんですけど。
0:51:26	この潰すときに、この装置自体の周りっていうのは何かフードのようなもので囲むとかですね、そういうことは特にしていないという
0:51:40	ことでよろしいですか。
0:51:44	オオウラでした。
0:51:46	もうスズキもあるように書こうというところは現在は考えておりません。
0:51:51	というのを待つのみをここの処理設備の改良があっても設置しますけども、ここが廃棄物の報告を受けて、80 坪実際の取り出し仕分けするということで、多分類似の作業を行っておりますので、
0:52:07	また同じような汚染管理差圧管理で対応できるということから、そっちの周りにも分毎の囲いを必要ないというますし、
0:52:19	次形状の中で、そうすると今の御説明は仕訳とか切断作業場の
0:52:26	ん中での散逸っていうのは共用はしていて、この作業も、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:35	から外への散逸はしがたい設計と
0:52:40	フローという整理になってるんですかね、これ
0:52:47	なんか普通に考えるとこの圧縮減容装置自体、何か風土で囲って実際これ潰して出てくるわけですけど。
0:52:58	その作業をしているときには、
0:53:01	この手話競馬とか、そういう仕分け上のところに、例えば人の立ち入りを制限するとか、何かそういう措置を
0:53:11	やっぱり執務エリアになるんでしょうか。ちょっと運用側のことになるかもしれないですけど。
0:53:18	4 オオウラれるし、こちら記述な作業場っていうのはお答えできる作業とびあの許可を受けたときに、ここも先ほど写真ではっきり当事者取り出しといったことで 5000 万ほどあるというところで、この地域の作業の中で精査作業をやるといふうに設計をしておるものでございます。
0:53:40	コマーススタッフ元素っていうのを設置することによって、これも廃棄物裸で扱うというかその段階で見えて裸で扱いますので、
0:53:53	中で扱います使うエリアなんですけども、仕分け作業と同じようにですねこの肅々と作業というところで、汚染拡大防止を図るということを考えていくと、具体的には
0:54:08	今の医療この先の部分のペアをかけられておりますし、実際に作業員はこのスポーツ部白井ですね、その隣には仕分け作業を継続してやっていることになると思いますが、そのときの生命よりも大きく起伏を着底にして、
0:54:27	それを行うということで対応したわけでも考えております。以上です。
0:54:33	規制庁の岡部です。どのような状況で作業をするかという場合は理解をしたんですけども。
0:54:43	徹底を今のこの同じ 11 ページの産業との関係でいわきになるのかその仕分け作業って、放射性廃棄物をそれぞれどういいうどういいう処理をしていっていかうところの仕分けを
0:55:00	やっていると思うんですけど、この圧縮減容装置っていうのはある意味ドラム缶に詰められたものを 3 軸から圧力をかけて圧縮をまさにするので、その場合っていうのはドラム缶の中の内容物がいつ少なくともガスはれるわけですよ。そこにどれだけ放射性物が含まれるか。
0:55:19	いうのはあるかもしれないですけど、そういう意味でその圧縮減容装置の周りには放射性物質っていうのがある意味さ散逸するような状況があって、そういう状況の中で、放射線業務従事者がその隣で。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:35	集中処理をしているというところが 30 条との関係でいくと粗に対してはどのようなかなっている
0:55:46	少しその関連でも、今のこの作業場環境とかですね、圧縮減容装置自体の設計とかっていうところが適合しているっていうところは少し説明を
0:56:02	お願いしたいと思います。
0:56:05	ナガエさんから。
0:56:11	お願いします。
0:56:12	今日の資料だと 3 ページのポイントの資料で、左側敷地全体図の固体廃棄物作業建屋の
0:56:23	エリアがあってその層自体が緑の部屋の区画の中のその黄色っぽい。
0:56:32	始めた 8×8 メーターなってると思うんですけど、実際
0:56:36	今の吸込とかですね
0:56:41	それは従前やって今カドヤ無くなりましたけれども仕分けとか一部の切断っていう広いところでやってたものに加えて今回その圧縮減容っていうそのぐちゃっと交通して粒子なんかも、そこから飛び出てくる可能性があるような
0:56:58	もう少し濃度が空間濃度が高くなるような作業が追加されるっていうことが従前のなんていうんすかねそこですってところだと思うんですけど。
0:57:11	なんていうのは、設置場所に対して十分空間の放射能濃度を十分低減できるっていうそういうなどの確認行為いいとかそういう示され方をしないと、そこに単に従前のものと同じような取り扱いで、
0:57:28	やるから問題ないんですけどっていうのはちょっと説明定量的な説明が足りないんじゃないかと思うんですけども、それについてはどういうふうにお考えでしょうか。
0:57:42	原電の浦邊氏、青詳細についてはおって、御説明させていただこうと詳細に御説明させていただこうと思いますけれども、簡単に御説明いたしますとその手話血圧先まで行っていく作業、
0:57:57	それから東袋を汚染しはつきりと取り出して移行することの目的ごとに仕分けをしていくという、今後の圧縮空気装置取り扱うトランスも廃棄物の汚染の物件は同程度、また同じものを取り扱うものでございますので、
0:58:15	現場の放射線環境放射能の放射能かつ当路線の環境がですね、圧縮減容装置の導入によって著しい者数というふうには考えておりません。
0:58:27	3 を施工してください。そすと想定した作業の範囲の中で、コンプライアンスの実施するということは可能であるというふうを考えておりますので、そこについては、ここで御説明させて、
0:58:43	差し上げたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:47	わかりました具体的に仕訳とか切断作業っていうのがどういう具体的な作業をどういうプロセスをやってるっていうことと、今回のこの三次元の圧縮減容っていうのが、
0:59:02	どういうものかって、もう少し具体的に教えていただいてそれからそこからどれだけ補説物質が空間に飛び散るのかっていうのが、その同じ程度だって今おっしゃってるんですけどそのこのところを
0:59:18	補足説明資料できちんと説明していただければと思いますよろしくお願ひします。
0:59:23	。
0:59:25	その場合いたしました。
0:59:28	規制庁の雨森です。ちょっと関連してよろしいですか。はい、お願いします。
0:59:33	今のプレートナガエの点に関連してないんですけど、おそらく、この4ページの一番左の手話仕分けの作業等を今回圧縮減容装置で、
0:59:51	3軸では修復するといったそういう
0:59:55	状況が似てるから、今、同様に対応できるんじゃないか。つまり、既設の作業建屋の換気系で、
1:00:04	対応すればいいんじゃないかというようなちょっと話をされているんですけども、
1:00:11	何トラックの先ほどの
1:00:14	7ページの処理もちょっと同じように実態がこうだから、こういう運用しますというふう聞こえるんですけども、
1:00:25	今この場合っていうのは付議基準の要求事項に対する適合性を確認するための審査ですということでJAと11ページの
1:00:40	そんな左の27条の要求事項、
1:00:43	のですね、3号を改めて、ちょっと確認していただくと。
1:00:49	このシオン理系るものにあたって、あわせてはということで処理する過程において、散逸しがたいものとするのと、
1:00:59	ということなので、
1:01:03	圧縮減容装置の
1:01:06	がまさに圧縮という処理に経路ものということなので、その処理の過程において、放射性物質が散逸しがたいものとする必要があるというのは要求事項ですと、
1:01:18	これに対して、
1:01:20	この方式としては

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:23	他プラントにあるようにその装置自体にフード等設けて、その換気系に導くという方法もあると思うんですけど、今言われている既設の作業建屋の換気設備を使うということであれば、
1:01:39	それは何て言うんですかねさっきちょっとPS3の全体の系統の位置付けみたいな話もありましたけど、
1:01:47	どういう体系に対してこの3号の要求事項を適合させるという説明をするのかと。
1:01:55	いうことをちゃんと基準適合性として、
1:01:59	きちんと詳細に説明していただく必要があると。
1:02:04	先ほど、
1:02:05	仕分け作業と同じような内容なので運用で考えてますとか、エリアが限られていて、作業員は
1:02:15	被覆等を装備してっていうような話して、
1:02:19	言われてましたけど、まずこの3号にそもそも適合するののかという、そういう作業員の対応とか運用で考えているという話が適合するののかと。
1:02:31	ということですね位置構造設備の技術基準なので、
1:02:35	そういうことも含めて、ちょっと一つ一つの説明が非常に
1:02:41	口頭でやって雑駁で曖昧という感じがするので、
1:02:47	詳細な
1:02:49	内容を、基準適合性として、説明していただきたいんですがいかがでしょうか。
1:02:57	一般部のレベルで層理詳細には御説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
1:03:07	はい。
1:03:09	はい、規制庁流れです。よろしく願いします。以上です。
1:03:14	規制庁カドヤです。はい、ありがとうございます前そうですね、ずっとあの基準適合の観点でっていうところはずっと言っているところなので、今アミノが申し上げた通り、しっかり基準適合の観点でどうなのかっていうのを意識して説明資料、今後多分つくられているところもあると思いますけど、準備をいただければと。
1:03:34	思います。それで、
1:03:37	最後のページのところの今後の対応のところですが、ここちょっと何か記載ぶりの話なのかもしれないです一つ目の丸が申請を行ったっていうので、今後の対応にはなってなくてですね、ちょっと何か
1:03:53	もうすでにあった事実と今後詳細の説明を行うっていうのは今後の対応だと思うんですけど、ちょっとこの記載はなんかもうすでに行ったこととこれから行う

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ことが同じ位置関係で書かれているので、ちょっとこの記載は市へ修文を検討していただければと思います。
1:04:14	。
1:04:19	だけど、承知しました。
1:04:23	はい少々お待ちください。
1:04:28	すいません今の今後の対応のところともちよつと関係するんですが、ごめんなさい。規制庁ナガエです。今後の対応っていうところとも関係するんですけど今日の資料の3ページのパワーポイントで、
1:04:41	ここにちょうど容量のところだね、
1:04:46	右のグラフなんですけど下の方の中の③ということところに、2023年度以降は、原因を
1:04:57	圧縮減容装置の稼働等によりてちよつとここでも何か稼働するようなことがちよつと明示的に書かれちゃってるんで、これはまだいついつからその稼働するかってのは、工事の進捗状況による歯周検査とか確認公園に
1:05:13	漂流物であって、ちよつとここでもしこういうこと等は相双停止した場合とかね、もっとなんていうんですかね。
1:05:24	あくまで
1:05:26	皆さんの想定されているスケジュールである場合はっていう、そういうもう少しそ丁寧に御書かれた方がいいんじゃないかと思うんですけど、まだその23年ほどに、この
1:05:41	設備が稼働するって決まったわけではないと思うし、いろんなことがあるかと思うんで。
1:05:47	いかがでしょうか。
1:05:49	どうぞ。
1:05:51	本激動了解いたしました。自分たちます。
1:06:05	規制庁のDイ0ですけれどもちよつと1点確認したいことがあるんですけどもスライドの3ページのところの
1:06:14	※1でちょうど容量なんですけれどもこれ7万、答え廃棄物貯蔵庫に保管可能な容量ってあるんですけども、これはなんかどのようなこつと。
1:06:28	物理的に可能とか許可得てる数量とか、どのような数値を表してるんでしょうか教えていただければと思います。
1:06:39	はい。
1:06:41	はい。
1:06:42	任命し何本3000本許可いただいている本数になります。
1:06:48	以上です。はい、理解いたしましてありがとうございます。私からは以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:58	規制庁の岡田です。はい、ありがとうございます。そうしたらこの今の事業ですけど、ちょっといいですか。どうぞお願いします。
1:07:08	今の3ページのところでちょっと確認したいんですけど、まず1点目は、下の棒グラフになっているところで、青い帯が23年以降増えてくるんですけど、これはあくまでも書かれているように維持管理等の工事っていうことであれば、
1:07:27	あんまり公に全停折れ点としてないんですけどもこれは運転が始まらない限りは、この青いのは、
1:07:37	今よりも発生しないという理解でいいんでしょうか。
1:07:42	そこ
1:07:44	だから、
1:07:56	日本原電計算聞こえてますでしょうか。
1:08:00	すいません限度ぐらいちょっと
1:08:04	少し考えてます。
1:08:08	あくまでちょっと現時点の工事期間等に基づいた発生量の予測でございますので、本店運転という場所の計画が変わった場合には、この青線のほうがいいというのは変わってくるものと思います。以上です。
1:08:27	すいません。ちょっと私聞きたかったのはおっしゃる通り計画が変われば変わるでしょうということなんですけど、今弾き出されてる22年度、23年度、24年度の及び、特に13年度と24年度の大きい
1:08:43	帯というのは、通常運転を前提に考えられた予測量なんですかっていうことなんですけど。
1:09:19	日本原電本店さんも士気超えて考えるときは、まずへんお返事いただけると大変ありがたいです。
1:09:27	今発言させていただきます。
1:09:30	原電のオオウラです。
1:09:32	ちょっと申し上げにくいんですけども、とあるかというふうに基づいた法事当行大型工事ですとか或いは法人想定した
1:09:46	になっています。
1:09:50	以上ご勘弁ください。
1:09:57	宮尾です。ちょっとそれ言われていることがよくわからないんですがわかりもあわかりましたっていうか、今後ちょっとまた説明してもらえればいいと思いますあと、それとですね、
1:10:09	この上の折れ線折れ線グラフのちょっと考え方なんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:15	今後の圧縮減容っていうのは基本的に3本の3本のからドラムで合宿用の収納気がという一つにしてモルタル充填になるという前提になっているんですけど、すでにある。
1:10:31	ドラム缶を
1:10:33	仕事する予定っていうのをあるんですか。
1:10:40	どうでしょう。今ちょっと質問で荷重行政サービス常にあるとら物販っていうのは、今これが売りを考えているのは使える志都呂向かう或いはCTの所潰すの新規のところ変わってきて、一般廃棄物塗りつぶして
1:11:00	縮退気もするっていうことを考えております。
1:11:07	はい。
1:11:08	お答えがちょっと私の質問の意図っていうのは、要はその、例えば2024年に6万5000円から6万5000円より下から66万、6万5000の間ぐらいまで上がってくるんですけど。
1:11:22	要は、新しく委員を自体はさ、三つのドラムを一つにすると思うので、そうすると現状今、今保管されている廃棄体、要はドラム缶ですね、ドラム缶がそのままの状態、要は再処理施設における最終で6ヶ所の方。
1:11:42	この前フェーズ2方向送るのかそれとももう今の、すでに保管されている。6万3000ぐらいから6万3000ぐらいのやつを、のうち、何割かはその圧縮減容で3分の1にして、
1:11:59	減らして送るのかどっちなんですか。
1:12:04	本件のられるし、ここで保管されております6番と6万5009ないろいろな廃棄物がございまして、その中には多種減容装置今回出し接続物ものまでぐらいいには減容処理設備構成管理要領で用意するものをどっちも使えないものが直接相場潰しもとかしません。
1:12:24	に絞っていく部分もありますので、すべてを圧縮するというわけでは、その解決の性状に応じて
1:12:33	それを正規の参考と御説明の中にももちろん可燃物とっております。
1:12:40	ちょっと1点としたと。
1:12:46	課長。
1:12:47	うち
1:12:49	わかりました要はなのでこれから発生するものだけを対象にしてるわけじゃなくて、現状保管されているものを際し再処理で言い方がいいのか、再封入されてやるものも含めたおろせ折れ線グラフになっているという認識ですか。
1:13:07	原電の浦邊です。すいません。おっしゃる通りにします。失礼いたしました。
1:13:15	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:18	規制庁わけですが。はいどうぞ、規制庁の天野です。私もちょっと3ページのところでよろしいですか。
1:13:25	はい、お願いします。待つと私もちょっと右のグラフになんですけど、そのエリアの左側の敷地全体ずーっと建屋配置図なんんですけど。
1:13:39	ちょっと今の状態だとマスキング対象ってことなんですけども、
1:13:46	何か工夫して例えばその敷地配置図での作業建屋の位置であるとか、建家内の配置図であるとか、ちょっと工夫してマスキングなしの状態で、
1:14:01	表記することは可能でしょうか。
1:14:06	あと、
1:14:08	ケル、
1:14:10	ちょっとすみません、原電の方がですね、ちょっと工夫思いつかないんですけども、何かできないと検討して、
1:14:20	いただき検討させていただきたいと思います。以上です。
1:14:25	はい、規制庁の浜田です。よろしくお願いします。続いて3ページの右なんですけども、
1:14:33	ちょっとこれおそらく今後の推移でポイントとなる点なので、できればこれは今見て
1:14:48	中計も含めてわかるようにしていただきたいんですけど、個目のような手当今後変更の可能性があるとは言えば現時点での推定ということなんですけども、
1:15:01	まず、
1:15:03	あれですかね前
1:15:07	全体的な見方はおそらく
1:15:11	棒グラフの今日ちょうど
1:15:14	防護ぼそれぞれの棒グラフはね、それぞれの年度の変曲点。
1:15:22	のところに相当する表し方をしている、
1:15:27	増加要因と減少要因は
1:15:31	変曲点の左側というんですかね。変曲点の
1:15:35	1年度手前の
1:15:40	状態を棒グラフの増減要因で表してるっていうそういう見方ですよ。
1:15:51	原電タケダれず、同折れ線グラフの各保存料は年度末に保管されているを完了を表しますので、2020年に棒グラフで表現した結果が2020年の折れ線グラフのポイントとなって反映されると、そういう見方になります。
1:16:14	規制庁のアマノですね、結果、
1:16:19	これ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:21	つまりあれですか、2020年に2022年度の
1:16:26	1年間の増減要因は
1:16:31	ちょうど青と緑と赤の。
1:16:33	増減要因でそれをあらわしたのが棒グラフの
1:16:39	日2021年度から2021年、2年度のこの薄いということですかね。
1:16:48	検討
1:16:51	2020年度から2022年度末のポイントから2022年度末のポイントにいふうにする増減が2022年度の棒グラフの分野になりますが、おっしゃる通りです。
1:17:07	わかりました。ちょっと
1:17:10	一般的にそういう見方なのかもしれませんがまず見方を
1:17:17	球菌があったほうがいいのかなと思うんですけどその上でなんですけどちょっと確認ですけど、少し2022年度までは増加要因が比較的安全対策工事の発生量、
1:17:35	含めて支配的でマイナス要因は66ヶ所搬出
1:17:40	減少分ぐらいしかないんですけども、ちょっと前回お聞きしたいとこの2023年度の変曲点がどういようになるのかってことで、
1:17:50	というのはこれを見る等を
1:17:52	あれですかね、この圧縮処理による減少量っていうのは、赤い破線ピンクの破線になると思うんですけど。
1:18:03	これは今計画されている圧縮減容装置の
1:18:08	処理量さ最大で
1:18:11	見積もっているってことでまずよろしいでしょうか。
1:18:18	原電の太田です。
1:18:20	処理量マシンスペックとしての最大化と言われるとそうではないんですけども、年明け作業を行って他設備。
1:18:32	オッケーとか場所もありますので、仕分け結果としての最適化をした。
1:18:39	あとの圧縮装置も運転を見込んでおります。
1:18:44	以上です。
1:18:47	規制庁の浜田です。そうですね装置といわゆる散らかって運用で処理量を捌くということだと思いますので、その最低気化した運用の
1:19:00	処理量だと思うんですけども、
1:19:03	それで20、2年度にRI圧縮減容装置を導入して少し変曲点が増加が緩和される推移をたどっ
1:19:17	23年度に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:20	今装置を導入したら減少傾向になるっていうのは、
1:19:25	ここで見ると、どちらかといった圧縮処理による減少量というよりは償却 6ヶ所搬出による減少量でかなりそこが支配的で減少されると。
1:19:39	いうふうに見えるんですけども、
1:19:42	なので今回
1:19:45	その水位を示して圧縮減容装置んに
1:19:51	どういう期待をしないと。
1:19:54	いつかはこうなるよということだと思んですけど。
1:19:58	あれですかねちょっと赤いし、償却 6ヶ所搬出等による減少が ^o どの程度
1:20:06	来増減できるのかわかりませんが、何かそっちのほうで対応できるんじゃないかというふうにも見えて、しかも圧縮処理による減少量っていうのは非常に少ないので、あんまり必要性があんまりはっきりちょっとしないような印象があるんですけどいかがでしょうか。
1:20:27	名でして、
1:20:31	例えば焼却食うで言いますと、ちょっとあまり大きい声でませんけども、年間計画焼却炉に対して実績が変わらない価値があったりとかというところで、なかなか償却を超える局やすめることは難しいと思っておりますし、
1:20:49	どっか話しにつきまして他硫酸と含めとかオオウラとの調整もございます。我々も思うだけ出せないというところはある中で時の方策焼却炉箇所とかですね、あとほかにもその持ち込み期限と呼ばれてですけども、
1:21:09	できることはすべてられることをやっていきたいというふうにしてこのグラフということで枠組みの管理のうちカタギリBの運用の中で、ファンを用いてがちょっとどうしても必要になるべきであるというふうを考えておりますし、
1:21:27	以上です。
1:21:31	はい。
1:21:33	規制庁の天野です。特にを示し方というか、その必要性の説明の仕方かなと思うんですけど。
1:21:43	例えば今 12024 年度に
1:21:49	長期償却 6ヶ所搬出等による減少量がかかなりぜ、前年度に 23 年度に比べて増加してますけど、じゃあここもちょっとふやしたら、
1:22:01	そもそも装置要るのかみたいな話になっちゃうので、あれですかねさっきおっしゃったような
1:22:07	えっと他の要員の制約ですか。舟とか、その港とかそういったので、そのんだねいっぱいそこをふやしたとしても、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:19	招致に波食減容装置に依存しないとなかなかこの管理要領にずれ到達してしまうっていうような
1:22:29	説明だと何となくこう合理性が理解できるような気もするんですけども、
1:22:35	ちょっと全体の推移ですね、水位が
1:22:41	ちょっとこれだとなかなか今言ったようなやりとりにもなりかねないので、
1:22:48	もう少し
1:22:51	今多分口頭で補足されたようなところも含めて、
1:22:56	少し
1:22:59	必要性について進もちょっと整理をしていただいていた方がより説明される内容の実態に合うのではないかと思うんですがいかがでしょうか。
1:23:13	はい。
1:23:15	スズキ承知いたしましたの必要性についてちょっと出して説明できて考えたいと思います。以上です。
1:23:26	規制庁の天野です。それで、ちょっと細かいんですけど、下の中期の②で2022年度は研専装置更新に伴う6ヶ所搬出の見送り等により、
1:23:40	っていうことで、
1:23:42	多分これは、
1:23:45	赤い償却6ヶ所搬出減少量というのが、
1:23:50	21年度とか二十三、四年度に比べてかなり赤が減っていることを示してるんだと思うんですけど、これはあれですか。
1:24:01	検査装置更新に伴うっていうのは、6ヶ所側で検査装置が更新されるので受け入れが困難になるとなる。
1:24:11	ためっていうふうに、そういう趣旨でしょうか。
1:24:18	これら三つの
1:24:21	ほかする持っていくときに電力がこうでもう電力自主検査といいますと、電力各社が持っているのはもう検査装置でもってですね、検査作業を行った上で、こちら話をしています。
1:24:35	課題において、2012年度に重み電力側でもっていろいろ計算方針を考えておりまして、この土地は検査ができないので、6ヶ所に持っていけないというふうに計画をしております。以上です。
1:24:51	はい、規制庁の森です。わかりました。
1:24:56	わかりました。ちょっと他の方からもいくつかコメントあったと思いますがこの右の図は今回の審査の前提というか導入部としてのまずこの装置が

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:12	設置目的として必要なだっていうのは非常にわかりやすい形で示される図になるので、ある程度こう見ていた上で、たしかにそうだよねというのがわかるようなプレゼンというか、示し方を
1:25:27	していただいたほうが以降の
1:25:31	議論が効率的にできるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。私からは以上です。
1:25:41	45 承知いたしました。よろしくお願いいたします。
1:25:46	はい。
1:25:46	はい規制庁の川です。ありがとうございます。
1:25:50	欧米では今この資料を1については以上でホッカンにいなければ次に行きたいと思いますがよろしいですかね。
1:26:03	はい。説明の続きをお願いします。
1:26:06	はい、日本原子力発電のアリモリでございます。それでは最後に資料2番でございますけども、前回のヒアリングにおいていただいた確認事項に対する回答の一覧表でございます。本日の御説明した内容一部回答内容に記載してございますけれども、まずはあの前回いただいた回答。
1:26:26	確認事項について簡単に確認をさせていただきたいと思います。No.1については、冒頭で御説明しました。今回の減資圧縮減容装置の運用開始時期についてですね、すでに設置許可を得ている内容とも整理について御説明したところになります。
1:26:46	回答内容の中に、本規程においてと説明してございますけども、本日確認いただいた通り、設置許可の中でもどのように整理ができるかというところを考えていきたいと思います。
1:26:59	2番三番4番につきましては、あと2番、6番までですね、こちらについては、
1:27:07	今後、基準の適合性についてご説明をする詳細に御説明をする予定にしております。これを設置許可の基準規則の各条文だけではなく、そこからまた公約をですね、それに対する要求事項に対してどのように適用しているのかというのを御説明する整理が必要と考えてますこれが2番でございます。
1:27:28	その上ではナンバー3にございますように、各条文上のロジックをきちんと説明資料の中で示した上で説明をしていくことを予定しております。
1:27:39	その中で4番については、現在の説明についてですね、あの要求事項に対する説明と、それが影響評価に対する説明というのが、一部、この資料2番の以前の資料の中で混在してございましたので、この点を整理して要求事項としてはどういう整理なのかというのを御説明をまず
1:27:58	きちんと整理をして説明したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:00	No.5 段のところは、No.2 番では三番とまとめて関連しますけども、本日ご確認もありました第 8 条のところについては火災防護の考え方ですね、あと第 9 条の要求解釈その他の基準規則の解釈についても、審査基準等も含めてですね。
1:28:19	どのように、とその今現在許可をいただいている内容に対して、どのように設計方針を設置のその整理方針が変わるのかわからないのか、そういったところも含めてロジックを整理して説明をするという予定にさせていただきます。
1:28:35	6 番についてはその上で、資料の名称ですね、基準規則だけではなく、その他にも適用していることを示す名称に適正化をしたいと思います。
1:28:46	7 番については代替措置による散逸防止のところですけども、ここに求める安全機能であったりとか代替措置により必要な機能を確保するということを明確にしたいと考えていますまず、ここで要求される安全機能とは何かというところをきちんと明確にした上で、
1:29:05	どのような代替措置ができるのかというところをする資料の中で説明していきたいと考えています。
1:29:12	裏面に行きまして 8、No.8 でございます。
1:29:16	本日管理要領に対する保管量の推移のグラフについて御説明いたしました。全停状況をご説明しましたけども、先ほどご確認になりました通り昼食等を前提がもう少しグラフとリンクしてわかりやすくなる形で再度整理をしてお示しいと思います。
1:29:33	9 ページ、9 番については、その点について、どのような運用管理をしていくかというのを詳細にまとめていきたいと考えています。
1:29:42	ナンバー10 番については、ナンバー8 番と関連した内容で同じになります。
1:29:48	No.11 番については他の審査実績に基づいて説明をする場合はその法的根拠や、今回の審査に対応できる適用可能であるという理由を説明した上で、今回の内容との比較を御説明したいと考えています。
1:30:04	他の人さし審査実績を適用できるかどうかも含めてですね、説明をしていきたいと思っています。
1:30:12	それと 12 番から 16 番については個別の内容でございましてですけども、他の 12 番については散逸防止の妥当性評価に用いる条件として移行率というのを示してございますけども、この赤の前提としてどのような状況を想定して今の移行率を選定したのかを説明する予定です。
1:30:29	13 番については今回圧縮することによってドラム三本が 1 本分に経なりますけども、それによるインベントリーの変化については要求事項も含めてですね、御説明をする予定にさせていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:44	14 番には、結局ここは記載の適正化でございます表現については適正なものにしたいと考えています。
1:30:52	15 番について、圧縮減容装置の今回設置することによって、必要に応じて支援をしますけども、それが現在の設置許可で示す廃棄物の処理能力に対して変わらないと、また、どのように変わらないのかということを御説明する予定にしております。
1:31:11	No.16 の添付書類 8 のフロー図との関係については本日も確認がございましたけども、前提として、どのような実態としての運用のフローがあってそれに対して申請としてどのようなフローがあるのかというのを御説明をする予定にしております。
1:31:27	以上、前回いただいた 16 項目等今日御説明した内容について、以上でございます。
1:31:39	規制庁の方でさ。ありがとうございます。ちょっと確認なんですけど、この評価っていうのはこここの前の
1:31:49	ヒアリングのときにこう出た指摘をなんていうか、議事メモ的にこう起こしていったものだと思って電話がよく見るとおんなじ仕様な指摘が複数回書かれていたりとかですね、
1:32:04	例えば三番と 6 番の最初の 2 行なんて、まさしく同じことを言っていたりとか、
1:32:12	あと、十一番と 12 番のところっていうのは、その 12 番のところではコンクリートの機械的破碎時の期中移行割合を 1 区画 10 のマイナス 4 乗使ってるやつですけど、ここでまさにそのつる位置での敦賀 1 号炉での審査実績を用いたやつだと思うので、
1:32:30	ここは何か関連しているところだったりしますし、日に一応その確認位置今親学のここを説明してくださいねと言ったことをダッと書かれているんだと思うんですけど、嘘整理っていうのは、
1:32:49	ですから、後の値なされると理解すればいいですか。
1:32:54	原電のアリモリでございます。おっしゃる通りでございます。ちょっと
1:33:00	一部、前回いただいたヒアリングの内容を個別の例えば No.5 番でありますともう少しいろんな条文に対しての御確認があったと思いますけども、ここについては No.5 番ですべてまとめるというまとめを行っていますけれども、おっしゃる通り、重複して、
1:33:18	関連する部分がありますので、これは個別に一つずつ回答内容別々にするのではなくてですね、関連するところはきちんとまとめて御説明をするとした上で、これとこれは関連するというのがこの回答内容のところでもわかるようにまとめて説明をしたいと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:38	規制庁カドヤです。対面でヒアリングとかをこうやってた時っていうのはホワイトボードをとかにこう書いたりして確認をしたいっていうのは、よくやっていたと思うんですけどまずそういうところでの書きぶりはこれでいいと思うんですけど。
1:33:53	今これ前回のヒアリングでのっていうので今その事業者として何を説明しなきゃいけないのか、何の確認を求められたのかっていうのをどう受けとめてるかっていうところが多分一番大事なので、ただこうなんか羅列するっていうことではなくて、
1:34:11	確認したいと言われたことをどう受けとめてどう整理してどのように説明していくのかって言うところをちょっと示していただかないと何か今のこれだと何となくあれですよねこの番号順にこのコメント回答ですと言って、こうしなかった。
1:34:30	12 束示されていくっていうようなことをちょっと危惧をしているんですけどそこは整理をちゃんとしてください。
1:34:40	はい。現在のアリモリでございます。今回回答の一覧表という形で出しましたけれども、今後する説明準備する説明資料についてはコメントNo.の回答ですという形ではなくてですね、キーポート説明方針をまとめた上で、資料でまとめてですね。
1:34:59	そこが回答の内容の中ではどこに示されているというのがちょっと今コメントリスト状のような形になってますけども、もう少しポイントがわかるように説明を記載をしたいと思います。
1:35:13	はい規制庁金戸ですよろしく申し上げますそれで今ここに載っているのは、前回それから今回もありましたけども、パワーポイント資料を見ていく中で我々が気づいた。
1:35:29	確認したいといった点で、
1:35:32	それよりも以前の段階として、その箱今回その事業者としてその基準への適合性を説明するにあたって、
1:35:42	どこが論点になりそうか、どの部分をしっかり説明しないとけば例えばその、来許可通りで全く同じで論点なさそうっていうのはまあいいんですけど、そうじゃなくて少し違うあり方を用いているとか、ここは事前によく説明しなきゃいけないところっていうのは多分、
1:36:00	洗い出しをしているんだと思うんですけど、そう、そうそういう管理で何か今のだとなんかこうそれぞれ説明していったってこう聞かれたところを聞かれたんで答えます聞かれたんで言葉っていうちょっとんなりそうな予感がしてですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:16	今後多分説明のスケジュールというふうにはやっていかっていうのもちゃんと組んでいただきたいんですけども、その中でも、ここはしっかり論点になりそうなんで説明しますとかなど、逆に言うと優先順位でどる優先順位で説明をしますっていうところは、
1:36:34	しっかりある事業者の中で一度考えていただいて、お示しいただく必要性があるかなと思いますのでその点よろしく願います。
1:36:44	もう
1:36:45	はい、日本原子力発電のアリモリでございます。承知いたしました。当初申請の時はですね、本日資料3で御説明をしましたけれども、
1:36:57	申請をした後のヒアリングの中で確認となってしまうかもしれませんが、この前提条件が期待しているものと期待していないものも少し整理がついていない部分がありましたので、その上で、今回の適合性
1:37:13	どうかと考えたときに圧縮減容装置単体に対しての適合性としては大きな論点は考えないと考えておりましたけども、今回この新規制基準、
1:37:26	先ほど、先日のヒアリングでの適合性のほかのところとの確認と、あと、今回、新規制基準に適合するところを期待したところでのもう1回適合性の整理をしたところでは、新たにまた論点が発生すると、これもあると思いますのでそこはきちんと整理をしてですね。
1:37:45	何から説明をしていくべきかっていうのを整理をしてまたスケジュールをお示ししたいと思います。
1:37:52	はい規制庁川ですよろしく願いますちょっとこれ引き続きだところ現申し上げると5番のところ、下から2行目のところに推移設置許可時の方針を踏まえて整理ってあるんですけど、ここはありますか、新規制基準のシートのこと言ってますか。
1:38:10	日本原子力発電のアリモリです。おっしゃる通りです。あのSAとこだけ覚悟で凡例がありませんでしたけれども、新規制基準のことを示していますが、ちょっと経常ヶ月言葉は正しくしていただきたいのと、
1:38:26	後ですねNo.8のところていくと。
1:38:31	これ今今回該当するグラフの件で書いているんですけど、少しですねこの回答内容もう少し充実して欲しいなと思っていましてもちろんで全部この欄にかけるわけではないと思うんですけども。
1:38:47	中身を少しどういう形で回答するのかっていうことがわかるようにしていただきたいなと思っておりますので、今ここではどうも本当に何か資料に記載しました、追記しましたっていう、こうこういうのを追記してくださいっていうのは私は追記しましておられるのかも申しないですけど、回答内容は少し

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:07	しっかり書き込むようにしていただければと思います。あとNo.14のところは、これなかって適正化するって表現に適正化するっていうのは、この書きぶり型の答えの回答の書きぶり位だと思いますので、
1:39:23	このちょっとその確認する事項と回答内容の対応関係も少し整理いただいたほうがいいかなと思います。
1:39:35	その他、
1:39:39	お気づきの点形状がわからない。
1:39:53	すいません日本原子力発電のアリモリです。今いただいたコメントおっしゃる通りでございます。外ナンバー一番にある回答内容のようですね、もちろん資料ではお示しするんですけども、今回整理するか確認するとした時点事項に対しては方針がわかるように、この資料の中でも、
1:40:13	まとめたいと思います。
1:40:16	表現に監査これ適正化することを検討するでこの通りに修正するという意味ではないので、この適正化することを検討した結果を回答内容にどういう意味で記載するというのをきちんと示すようにしたいと思います。
1:40:35	はい。よろしくお願いします。
1:40:38	それで大丈夫だね。
1:40:42	それですねちょっと審査会合の時間とかその資料の準備とかってあったらちょっと事務的に調整をさせていただいて、
1:40:53	午前中ません。
1:40:58	成長のアマノですけど今の資料に関して1点、いいですか。はい、お願いします。ちょっと細かい点なんですけど先ほど本日のパワーポイント資料7ページで議論があったような処理フローに関連して資料2-15番とか16番に關係すると思うんですけど。
1:41:19	前回の出荷ポイントの資料だと2、21ページの下のほうに、
1:41:25	書いてあった内容で確かカタギリとか私からちょっと質問させていただいて仕分けからモルタル充填に至る充填固化体作成能力人口はなくなることについて、
1:41:41	説明をしていただきたいというコメントを出してたつもりなんですけど損それがちょっと
1:41:50	非常に書かれてないんですけどそこはどこかに含まれているということでしょうか。
1:41:57	日本原子力発電のアリモリでございます。少しNo.15番と16番に大きくまとめてしまったところがありますけども、おっしゃってる内容は認識しております、この15番16番の観点から説明をするときには、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:13	含めて御説明をさせていただきたいと思います。
1:42:18	はい。規制庁の山根です。わかりましたよろしく申し上げます。以上です。
1:42:25	はい、ありがとうございます。なんか含めているんであればられてここに記載のところにも、もう少し次回つくるときには明確化していただいたほうがいいかなと思います。
1:42:37	IAEA塗装例ではちょっと事務的に審査会合の金は連絡をさせていただくことにして先ほど申し上げたんですけど、今後どういうふうにかこれ説明していくのかっていうところのスケジュールをですね。
1:42:57	しっかりそこを共有しながらやっていきたいなと思っていますので、おこうコンテンツの検討いただいてまずどういう審査説明スケジュールでいくのかっていうところもある説明をお願いできればと。
1:43:11	思います。
1:43:13	はい。
1:43:19	なお、
1:43:21	はい。
1:43:22	はい、それでは特にその他なければ、ヒアリングここで閉めたいと思いますけど事業者の方から何かありますでしょうか。
1:43:36	原電の保険側は 1000 以上です。はい、当期町側からも特に追加でよろしいでしょうか。
1:43:46	はい、ありがとうございます。それでは今日の圧縮議員設置の設置にかかるヒアリング以上で終了したいと思います。お疲れ様でした。
1:43:55	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。